

栄養指導員の育成について ～地域保健法に基づく栄養指導員業務の継続に係る提案～

健康づくり推進課 島谷 道子

I はじめに

本県における栄養改善等業務は、地域保健法（以下「法」という。）第6条に定める保健所（支所）業務についての中の「栄養の改善及び食品衛生に関する事項」により、保健課（厚生保健課）に栄養指導員が配置され、専門的栄養指導、給食施設指導及び市町支援等、広域的な健康づくりの企画・実施業務を行っている。また、食品衛生に関する事務は、生活衛生課（衛生環境課）の食品衛生監視員が行っている。

法施行後、食品衛生業務は保健所（支所）業務として残り、執行体制が確保された。一方栄養改善業務については、対人事業の多くが市町へ移譲されるとともに業務内容も整理され、栄養指導員においては少数配置が進み、年齢構成を見ると50歳以上が8割で年代に偏りが生じている。

栄養改善業務には、給食施設指導や食品表示監視等のような要領・要綱・マニュアル等に沿って実施できるものと、地域資源の連携体制構築のためのマネジメント活動のように、OJTを前提とした経験値の集積・獲得が必要な業務がある。後者について、現在は現職員のキャリアの集積などにより対応できているが、近い将来、現従事者のほとんどが退職を迎える。

法第3条において、「県は、実施する地域保健対策が円滑に実施できるよう体制を整え、市町に対して、求めに応じた技術的支援を行う責務がある。」と規定されている。

法に基づき栄養指導員が担う地域保健業務の質が担保され、また永続性が確保されるようベテラン職員が持つ技術の継承を図る体制整備が必要である。

については、次のとおり対応（案）を提案する。

II 栄養指導員の現状と課題

1 栄養指導員の配置状況等

筆者が入庁した平成2年度は、本庁公衆衛生課保健栄養係の3名配置を筆頭に、12保健所に19名の栄養指導員の配置があった。単独配置は6か所であった。

表1 栄養指導員の配置状況（平成2年度）

単位：人

本庁	栄養指導員の配置状況 (平成2年度)											
	廿日市	海田	大柿	可部	東広島	竹原	三原	尾道	福山	府中	三次	庄原
公衆衛生課 3	1	1	1	3	1	2	2	2	2	2	1	1

地域保健法の施行、市町村合併、県組織の再編等により、令和6年4月1日時点において保健所（支所）保健課（厚生保健課）に配属されている栄養指導員は10名である。うち係長職は4名で、年代別に見ると、50歳以上が8割を占め、今後10年の間にその多くが退職する。

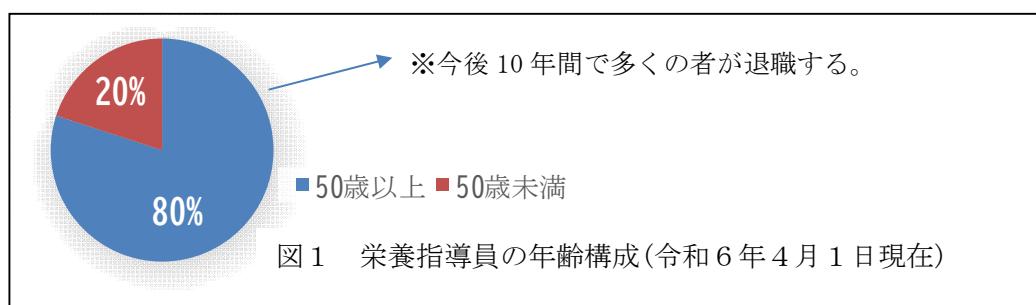


表2 栄養指導員の配置状況（令和6年度）

単位：人

本庁	栄養指導員の配置状況 (令和6年4月1日現在)						
	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
健康づくり推進課 1	1	2 (1)	1	2 (1)	1	2 (1)	1 (1)
年齢区分	50歳以上	50歳以上2	50歳以上	50歳未満1 50歳以上1	50歳未満	50歳以上2	50歳以上

() は係長職の数

2 栄養指導員の業務

厚生労働省が発出した「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」において、以下のとおり都道府県行政栄養士の役割が位置付けられている。

- 1 健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底のための施策の推進
- 3 社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進
- 4 食を通じた社会環境の整備の促進
 - ・特定給食施設における栄養管理状況の把握及び評価に基づく指導・支援
 - ・飲食店によるヘルシーメニューの提供等の促進
 - ・地域の栄養ケア等の拠点の整備
 - ・保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成
 - ・健康増進に資する食に関する多領域の施策の推進
 - ・健康危機管理への対応

3 課題

(1) 「育成」の考え方

本県の栄養改善業務に位置づけられてきた「人材育成」とは、市町栄養士、地域活動栄養士や食生活ボランティア等の育成を指していた。栄養指導員そのものの育成について検討されることはほとんどなく、専ら個人の自己研鑽やキャリアの積み重ねによりスキルアップが図られてきた。

(2) 経験値の獲得

栄養指導員は、地域の各種リソースを把握し、住民の主体的活動に対する助言や関係者間の連携体制を構築するためのコーディネート等、公衆衛生マネジメント業務の中心となる者である。

業務遂行のためには、専門的知識の獲得に加え、効果的な経験の集積につながる所属内のOJTが不可欠である。しかし、単独配置の進展等により同職種の先輩職員から指導を受け機会がない、または指導する相手が所属にいないなど、実施が難しくなっている。

(3) 人事異動

栄養指導員となり得る管理栄養士有資格者は県庁内に複数いるが、そのほとんどが衛生一般職による採用で、主に食品衛生業務に従事している。

令和5年度の職員採用試験より、栄養の改善及び食品衛生に関する業務に従事する職員が、衛生一般職の採用区分により確保されることとなった。

については、将来的に衛生分野と保健分野との間で人事異動が行われる可能性を想定し、両分野での人材育成システムが必要である。

(4) 配置部署拡大の可能性

地域包括ケアシステムの推進、介護予防と保健事業の一体化、災害時栄養・食支援体制の整備等、関係部署への配置が進んでいく可能性がある。

III 中国5県における状況

中国各県の県型保健所における人材育成の状況について、令和4年度中国四国地区栄養行政担当者会議における協議内容をもとに、①配置状況 ②育成指針の有無 ③課題 をまとめた。

表3 中国5県の栄養指導員配置状況及び育成指針策定の有無 (令和6年6月1日時点) 単位:人

	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	広島県
県型保健所数 (支所含む)	2	6	9	8	7
栄養指導員数	2	9	13	12	10
育成指針の策定 (策定年度)	なし	あり (平成21年度)	あり (平成26年度)	あり (令和元年度)	なし
人材育成の課題	<ul style="list-style-type: none">栄養指導員の人数自体が少なく、ほとんどが1名配置である。新任者に対しては本庁と各保健所が情報共有しながら業務支援を行っている。栄養指導員は、新任期も30年超勤務のベテランも、基本的に職務内容は同じであり、経験年数別のキャリア形成はしにくい環境であると思われる。ガイドラインを本格的に活用できていない。栄養指導員は平成16年を最後に採用されておらず、新任期の人材育成ができていない。				

中国5県のうち、島根、岡山、山口の3県では行政栄養士の育成指針を策定済みであった。

課題として、新規採用がないため指針が活用できていない。配置数が少なく職位別、経験値別の育成手法には限界を感じている。同様の環境にある市町への展開を模索している。という声が聞かれた。

IV 創設を提案する栄養指導員の育成システム案

平成25年4月に厚生労働省健康局より「行政栄養士の人材育成ビジョンを考えるために～自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現に最大限の力を発揮できる行政栄養士～」が示された。

令和3年度、筆者はこの通知に沿って職位別、経験値別の育成方針の作成を試みたが、少数配置の進展、年代の偏り、職位にかかわらず業務内容が同じである等、栄養指導員に特有の課題があることが明らかとなった。そこで、①「地域保健法に規定する専門的業務の質の担保」、②「業務の継続性の確保」、③「円滑な世代交代」の3点に焦点を当て、改めて検討を行った。

についてはI～IIIに述べた現状と課題を踏まえ、栄養指導員の育成システムについて次のとおり提案する。

1 組織的な育成等体制の整備

栄養指導員の育成指導にかかる統括責任者を本庁に置き、本庁と保健所（支所）が役割分担と連携を図りながら、栄養指導員の業務を継承できる仕組が必要である。

また、効果的・効率的な育成を図るために、保健所（支所）間相互協力の仕組が必要と考える。

【本庁】栄養指導員の育成統括

- ・育成方針の決定
- ・各栄養指導員の年代、経験年数、経験値の把握
- ・研修等の参加調整、指導体制の整備
- ・育成に係る目標の達成状況について、全体の評価

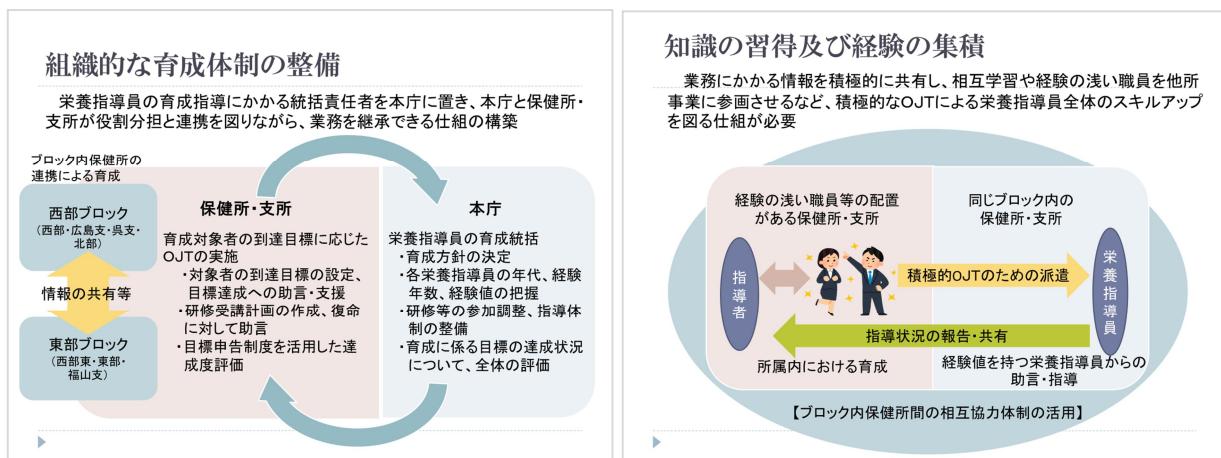
【保健所（支所）】育成対象者の到達目標に応じたOJTの実施

- ・対象者の到達目標の設定、目標達成への助言・支援
- ・研修受講計画の作成、復命に対して助言
- ・目標申告制度を活用した達成度評価

【保健所（支所）間相互協力】

県内を東西2ブロックに分割し、保健所（支所）はいずれかのブロックに所属する。

経験及び広域的な調整が必要とされる業務（例：国民健康・栄養調査、地区診断、調査・統計分析等）については、ブロック内保健所（支所）の相互協力により実施する。



2 知識の習得及び経験の集積に必要な取組

(1) 保健所（支所）間相互協力システムの活用

実施地区が限定されるため、技術の習得が困難な業務（国民健康・栄養調査、食品製造施設への立入等）については、職員を事業実施保健所（支所）に派遣し、当該業務に関わらせる等、経験の集積につながる、より積極的なOJTを実施する。

(2) 業務の標準化

栄養指導員は、新人・ベテランを問わず、基本的に職務内容は同じであるため、業務について一定の質を担保することが重要である。

仮に他部署から有資格者の異動があっても即座に対応できるよう、各種業務（給食施設指導、市町支援、保健福祉学生実習、災害時栄養・食支援等）にかかる要領、要綱、マニュアル、指針等を整備する。

(3) 情報共有のための機会の創出

各保健所（支所）での課題や解決に向けた取り組み手法など、業務にかかる情報を積極的に共有し、相互学習により栄養指導員全体のスキルアップを図るための情報共有の場を創出する

V 栄養指導員に期待される役割

栄養指導員は健康増進法第18条に定める専門的栄養指導その他の保健指導を行う者として、保健所の医師または管理栄養士の有資格者から任命される。その業務は専門的栄養指導及び給食施設指導を中心に、市町業務について市町相互間の連絡調整を行うとともに、求めに応じて技術的援助を行うとされ、具体的には、地域を客観的・俯瞰的に把握し、健康・栄養課題を明確化するとともに、管内市町との連携による広域的な施策の企画立案を行うことである。

つまり、栄養指導員に期待されているものは、市町単独では解決困難な健康課題に向き合い、管内市町相互の調整を図りつつ、広い視野と高い視座をもって向き合い、食・栄養を切り口とした取組により地域の健康度をプラスに変えていくことを求められているプロフェッショナルであれ。ということである。

「食」はライフステージ、生産から消費までのすべての過程に関係し、「食」を通じた健康増進の取組は地域保健関係者のみならず農林水産関係者、食品関連企業、学術・教育機関等との連携など幅広かつ多岐にわたる。これら活動の中心である栄養指導員は、長年にわたって培われた各種の経験値や食品衛生についても一定の知識と技術を有しているなど、地域保健の推進に関し、大きな強みを持っている。

対人保健業務の場からは離れたが、県民一人1日あたり食塩摂取量については20年で約3gの減少を達成した。また、新任期栄養士に対し自身の経験値を生かし助言や支援を行っている栄養指導員、企業や大学、地域活動栄養士との連携による事業を実施している栄養指導員もあり、まさに強みを生かした業務を管内の実態に応じて実施している。

栄養指導員の育成により、通いの場への栄養・食支援による介護予防の推進、食育ネットワークをベースとした自然に健康になれる食環境整備等、健康ひろしま21や食育推進計画に掲げる目標達成、ひいては総括目標としている健康寿命の延伸に一層貢献すること、また災害時においては、市町栄養士と協力した早い段階からの栄養・食生活支援活動により、被災住民の健康の保持が図られ、引き続く復旧・復興の後押しとなることが期待されている。

VI まとめ

- 1 栄養指導員には、①他の技術職と比べ配置が少ない。②年代に偏りがある。③職位、経験にかかわらず職務内容は同じである。等、特有の課題がある。これらを踏まえ、栄養指導員の育成においては 1 組織として取り組む 2 計画的・継続的・効果的に取り組むための仕組が必要である。
- 2 法の目指す公衆衛生活動マネジメントを十分に機能させるためには、上記仕組みの中で、積極的なOJTの実施、業務についての意見交換、相互学習による資質の向上、各種業務に係る要領、要綱、マニュアル、指針等の整備による業務の標準化など、円滑な世代交代を進めるために必要な知識の習得及び経験の集積を行うための取組を、継続して実施していくことが重要である。
- 3 現状の年齢構成のまま退職者を新規採用者で補充した場合、当該新規職員を指導・育成する者が不足し、栄養指導員に求められている役割を十分に果たせない恐れがある。
については、有資格者の異動の仕組みについても検討し、年齢構成の谷を埋め、円滑な世代交代を進める必要を感じるところである。
今後は次の点について検討を継続するとともに、広域自治体として、同様の課題を抱えている市町への支援を充実させ、県民や各関係者からの期待と信頼に応えられる栄養指導員の育成を目指していく。

- 1 人材育成方針の策定
- 2 ブロック単位域内（市町含む）での人材育成支援の仕組みづくり
- 3 指導者の資質向上
- 4 市町や管理栄養士養成施設との連携

VII おわりに

令和5年度、新規採用職員のうち管理栄養士有資格者の保健所保健課への配置があった。栄養指導員としての新規配置は平成4年度以来、実に31年ぶりで、現在、西部東保健所において上席栄養士の指導・助言を受けながら経験を積んでいる。本庁も保健所と情報共有しながら、適宜声掛けを行っている。

県民の信頼に応えられる栄養指導員を育成し、法に基づく業務を十分に担える体制を、保健所（支所）とともに構築することが求められている。

おわりに、本発表にあたり御指導をいただいた皆様に深く感謝いたします。

参考文献

- 1) 厚生労働省健康局：地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本方針について（健が発0329第4号(2013)）
- 2) 厚生労働省健康局：地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について（健が発0329号第9号(2013)）
- 3) 人材育成ガイド 公衆栄養分野における人材育成の考え方 （公社）日本栄養士会公衆衛生事業部（平成28年3月）
- 4) 島根県行政管理栄養士（栄養士）人材育成ガイドライン（令和5年4月島根県健康福祉部健康推進課）
- 5) 行政栄養士育成支援プログラム（平成26年3月岡山県保健福祉部健康推進課）
- 6) 行政栄養士の人材育成ビジョンを考えるために～自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現に最大限の力を發揮できる行政栄養士～～（H28.8厚生労働省健康局健康課栄養指導室）

【参考】 栄養指導員

健康増進法

第四章 保健指導等

（都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第十八条 都道府県、保健所（支所）を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所（支所）による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（栄養指導員）

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所（支所）を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。